

京都大学環境保全センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十号)

京都大学環境保全センター規程(昭和五十二年達示第二十号)の全部を次のように改正する。

京都大学環境保全センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学環境保全センター(以下「環境保全センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 環境保全センターは、京都大学における教育研究等の活動に伴い発生する廃棄物の適正処理などにより環境保全をはかるとともに、廃棄物処理等に関する研究を行い、及び本学における環境保全に関する基礎教育に協力する。

(センター長)

第三条 環境保全センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任されることができる。

4 センター長は、環境保全センターの所務を掌理する。

5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。

6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

(協議員会)

第四条 環境保全センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 環境保全センターに、その施設の利用に関し利用部局間の連絡調整を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(専門委員)

第六条 環境保全センターに、技術上の問題について専門的知識を聴くため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する京都大学の教員のうちから、センター長が委嘱する。

(研究科の教育への協力)

第七条 環境保全センターは、工学研究科の教育に協力するものとする。

(事務組織)

第八条 環境保全センターの事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

(内部組織)

第九条 この規程に定めるもののほか、環境保全センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
  - 一 京都大学環境保全センター協議員会規程（昭和五十二年達示第二十一号）
  - 二 京都大学環境保全センター運営委員会規程（昭和五十二年達示第二十二号）
  - 三 京都大学環境保全センター長候補者選考規程（昭和五十二年達示第二十三号）